官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一）　一
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令（同二）　六
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七）　七
○住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令（同八）　一〇
〔法規的告示〕
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産八二）　一三
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境六）　一三
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同七）　一五
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二七）　一六
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
工事一部完了（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）関係　八〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八七
会社その他
会社決算公告

府令

○内閣府令第一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十三の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年一月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗